### 「わかった!」「できた!」「楽しい!」の声を聞くために!!



鳥栖市立小・中学校における 校内・教室内の環境づくり事例集

> 令和4年3月 鳥栖市教育委員会

### 「基礎的環境整備」とは

「基礎的環境整備」とは「合理的配慮」の基礎となる教育環境の整備のことを指し、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、障害のある子どもだけではなく、多くの子どもにとっても有益なものです。

「基礎的環境整備」は、全部で8項目があり、国、都道府県、市町村が財源を確保し役割分担をして実施しています。

その際、「合理的配慮」と同様に体制面、財政面を勘案し、均衡を失した又は過度の負担を課さないよう留意する必要があります。

### 鳥栖市の基礎的環境整備の例

基礎的環境整備8項目	鳥栖市の具体例
ネットワークの形成・連続性	・特別支援学校との連携
のある多様な学びの場の活用	・通常の学級、通級による指導、特別支援
	学級、特別支援学校といった多様な学びの
	場の提供
専門性のある指導体制の確保	・特別支援委員会、就学指導委員会の設置
	• 特別支援教育アドバイザーの配置
	• 特別支援教育コーディネーターの配置
	・外部の専門家を活用した指導体制の構築
個別の教育支援計画や個別の	・多様な教育的ニーズに応えるための支援
指導計画の作成等による指導	の充実
教材の確保	・電子黒板の配備(更新計画)
	・1 人1台のICT端末の配備
施設・設備の整備	・学校施設のバリアフリー化を考慮した大
	規模改修工事
	<ul><li>エレベータの設置</li></ul>
専門性のある教員、支援員等	• 特別支援教育支援員の配置
の人的配置	
個に応じた指導や学びの場の	・柔軟な教育課程の編成等
設定等による特別な指導	
交流及び共同学習の推進	• 居住地交流学習
	・中学校区なかよし交流会

### 「合理的配慮」とは

障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、 又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。(障害者の権利に関する条約「第二条 定義」より)また、文部科学省が示す、合理的配慮3観点、11項目を念頭に置き、検討していく必要がある。

### 鳥栖市の合理的配慮の例

分類	合理的配慮の具体例
共通	バリアフリー・ユニバーサルデザインの観点を踏まえた障害の
	状態に応じた適切な施設整備
	障害の状態に応じた身体活動スペースや遊具・運動器具等の確
	保中の小能に立いた恵田地をたまる地名なる町田
	障害の状態に応じた専門性を有する教員等の配置
	移動や日常生活の介助及び学習面を支援する人材の配置   点字、手話、デジタル教材等のコミュニケーション手段を確保
	点子、子品、ナンタル教術寺のコミュニテーション子及を確保
	一人一人の状態に応じた教材等の確保(デジタル教材、ICT 機
	器等の利用)
	障害の状態に応じた教科における配慮(例えば、視覚障害の図
	工・美術、聴覚障害の音楽、肢体不自由の体育等)
視覚障害	教室での座席配置、電子黒板の利用、十分な光源の確保
	障害物を取り除いた安全な環境の整備(例えば、廊下に物を置し
	かないなど)   教科書、教材、図書等の拡大版の確保
	教室における座席の配置や教師の話す位置の配慮
<sup>41</sup> 60フロナー	教室内の騒音の軽減対応
知的障害	生活能力や職業能力を育むための生活訓練室や日常生活用具、
	作業室等の確保
	漢字の読みなどに対する補完的な対応
肢体不自	医療的ケアが必要な児童生徒がいる場合の部屋や設備の確保
	医療的支援体制 (医療機関との連携、指導医、看護師の配置等)
	の整備   車いす・ストレッチャー等を使用できる施設設備の確保
病弱・身	個別学習や情緒安定のための小部屋等の確保
体虚弱	車いす・ストレッチャー等を使用できる施設設備の確保
	入院、定期受診等により授業に参加できなかった期間の学習内
	容の補完
	学校で医療的ケアを必要とする子どものための看護師の配置
言語障害	スピーチについての配慮(構音障害等により発音が不明瞭な場     ヘ\
 	合)   個別学習スペースや情绪中央のための小部長等の変化
情緒障害	個別学習スペースや情緒安定のための小部屋等の確保   対人関係の状態に対する配慮(選択性かん黙や自信喪失などに
	なり人前では話せない場合など)

LD 、	個別指導のためのコンピュータ、デジタル教材、小部屋等の確
ADHD,	保
自閉症等	クールダウンするための小部屋等の確保
の発達障	口頭による指導だけでなく、板書、メモ等による情報掲示
害	

■授業やテスト、委員会活動、クラブ活動、行事、さらには給食や排泄、友だちとの関わりなど、学校生活ではさまざまな場面での困りごとが想定されます。 その困りごとに対する合理的配慮の方法もいろいろな手段が考えられます。 検討する際は、困り感の理解や受容を深めるためにも、関わる人々が本人を交えてしっかりと話し合い、認識を共にすることがとても重要です。

# あなたのまわりには、こんな困り感をもつ <u>子どもがいませんか?</u>

### 文章を書くのが困難

- ・ 視写ができない
- 読みにくい字を書く
- マス目からはみ出す
- ・ 拗音、撥音などを間違える
- ・間違えた字を書く

### 思いを伝えるのが困難

- 筋道を立ててはなせない
- 言葉がつまる
- 要点がつたわらない
- 適切な速さではなせない
- ・ 内容豊かに話せない

### 話を聞くことが困難

- 聞き間違えることが多い
- ・ 聞きもらしてしまう
- ・ 聞いたことをすぐわすれる
- ・ 集団の中で聞き取れない
- ・ 指示の理解がむずかしい
- 単語は理解できても、文章だと理解できない

### 文章を読むのが困難

- ・ 文中の語句を抜かしたり、行をとばしたりして読んでしまう
- ・ 文末を違う言葉に置き換えて読ん でしまう
- ・ 文章の内容を正しく読み取ること が難しい

### 集中するのが困難

- ・ ケアレスミスしてしまう
- 気が散る
- ・ 課題を順序立てて行うことが難しい
- 必要なものを無くしてしまう
- 指示に従えず、最後までやり遂げることができない

### 落ち着きへの困難

- じっとしていない。手足をそわそり、座っていてももじもじする
- 授業中などでも離席をする
- ・ 静かにするべき時に、過度に走り 回ったり、よじ登ったりする
- 過度に話をする
- ・ 学習活動や遊びにおとなしく参加 できない
- ■他にも、教師の質問の途中や、他の人への質問に対して出し抜けに答えたり、他の人を遮ったり、じゃましたり、順番を守らなかったりするなど、さまざまな子どもたちがいます。そうした子どもたちへの支援や配慮について、市が行っていることを次のページから示します。

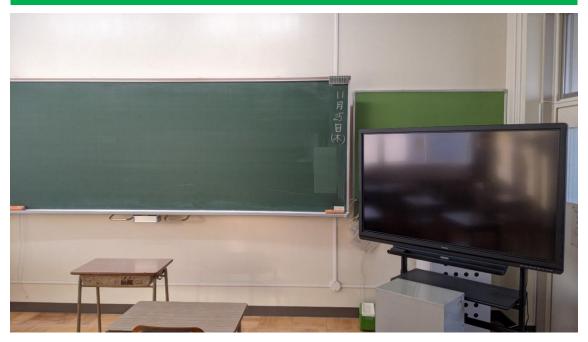
# 島栖市が行っている 「参加の工夫(例)」

(写真による事例紹介)

- 刺激量の調整
- 時間の構造化
- ・ルールの明確化
- ・ 場の構造化
- ・ クラス内の理解促進

# 刺激量の調整(教室前方)

視覚刺激になる学級目標や掲示物を極力なくしてすっきりさせ、授業に集中 しやすい教室環境を整備しています。



# 刺激量の調整(消音テニスボール)

聴覚刺激となる不快音を軽減させるために、テニスボールを椅子の足に装着 し、授業に集中しやすい教室環境をつくっています。



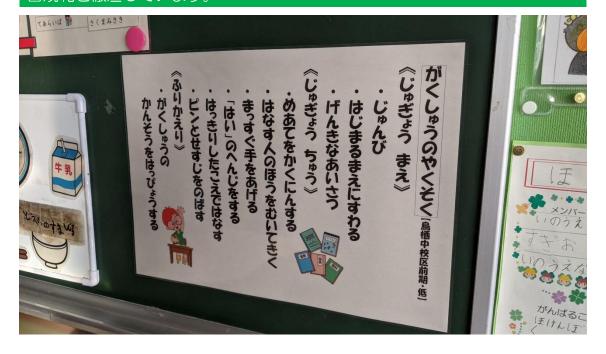
# 時間の構造化 (短期・長期の見通し)

その月の行事、それぞれの時間割、直近の課題などが整然と掲示されたホワイトボード。自分が何をすべきかが分かり、主体的な行動を促します。



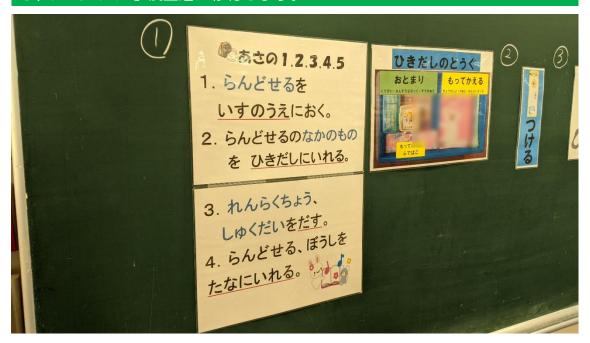
# ルールの明確化 (学級の約束)

子どもがすぐに確認できる場所に、学校のめあてや学級のルールを明示し、学 習規範を徹底しています。



# ルールの明確化 (朝の準備の手順)

朝のルーティンを忘れる子もいます。登校してからまずやるべきことを明示 し、スムーズに学校生活に移行します。



# 場の構造化(教室の棚の整備)

収納の仕方や場所が整備されると、すぐに使いたい物がとれ、ストレスがかかりません。見た目もすっきりします。



# クラス内の理解促進

安心して学習に参加できる学級の雰囲気をつくるために、子ども達の温かい言葉や作品を視覚的に提示しています。





- 失敗を笑わない学級の雰囲気をつくる。
- 得意・不得意を含めたお互いの理解を機会がある度に促進する。

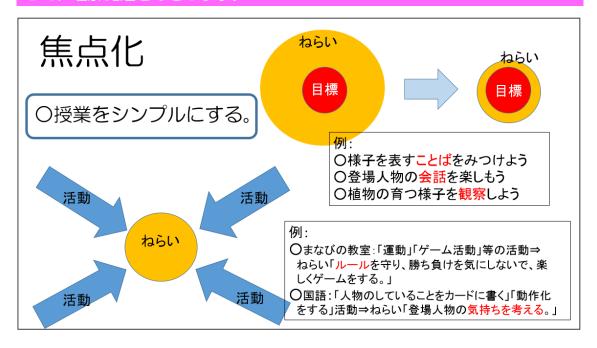
# 鳥栖市が行っている「理解の工夫」

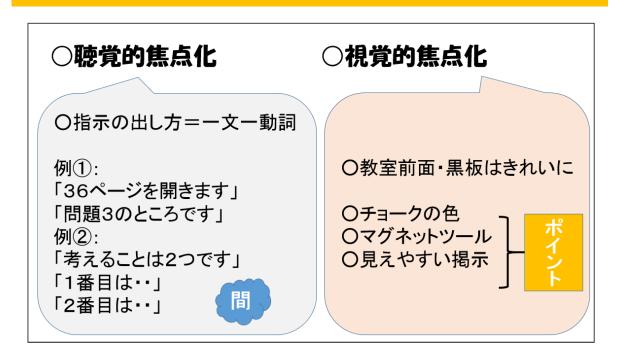
(写真等による事例紹介)

- 焦点化
- 視覚化

### 焦点化

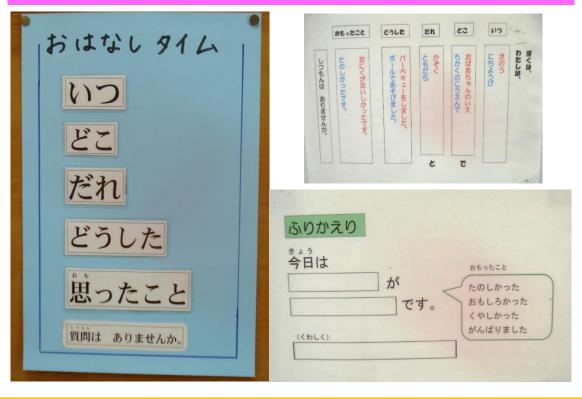
「ねらい」や「活動」を絞り込んで目標を明確化し、授業をシンプルにすることで、理解促進をめざします。





# 視覚化 (授業中の掲示)

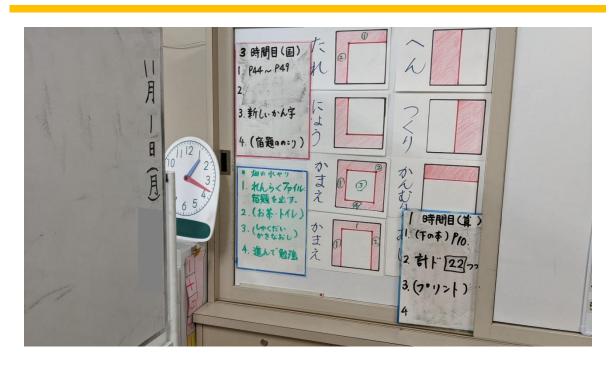
見えないものを「見える化」し、イメージしやすくすることで、児童生徒一人 一人に主体的な学習を保障していきます。



# 視覚化 (既習学習のふり返り)

長期記憶に課題がある子ども達も、既習事項を確認しながら安心して学習に参加することができる配慮です。





# 島栖市が行っている 「障害児支援の一例」

(写真等による事例紹介)

- 個別学習スペース
- ・歩行補助手すり
- 階段昇降車
- エレベータ
- ・スロープ
- トイレの洋式化
- ・医療的ケア

# 個別学習スペース

不必要な情報を遮断し、児童生徒が学習や活動に集中できるようにした空間です。<a>です。</a>



# 歩行補助手すり

階段に二段手すりを設置し、身長の低い方や高齢者等の歩行の補助としています。



# 階段昇降車

スロープを展開して車いすの児童を昇降車に乗せ、ベルトで車いすを固定。 階段の傾斜に応じて角度を変えることができるので、安心して昇降できます。



# エレベータ

障害者や高齢者等、移動が困難な方が円滑に階を移動できるよう、現在市内2 校に設置しており、今後は学校の大規模改造時に設置を進める予定です。

## スロープ

障害者や高齢者等、移動が困難な方が円滑に移動できるようにスロープを設置しています。

## トイレの洋式化

男性トイレからは小便器をなくし、足腰に負担が少なく、様々な方が使いやすい洋式化を進めています。

## 医療的ケア

「医療的ケア」とは、学校で日常的に行う、たんの吸引や経管栄養などの衛生 管理などの医療的生活援助行為のことです。

鳥栖市立小中学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒に対して、学校内で児童生徒の障害に伴い日常的に生命の維持などのために必要な医療的な行為を看護師等が行う場合に、保護者と協議のうえ、医師の指示にもとづき実施することもあります。

# 資料編

- ユニバーサルデザイン(UD)
- インクルーシブ教育システムとは
- ・ 鳥栖市障害のあるなしにかかわらず、全ての子ど もが安心して共に学び、共に成長するための保育 及び教育の環境整備を推進する条例

### **ユニバーサルデザイン(UD)**

「すべての人のためのデザイン」

年齢や障害の有る無しにかかわらず、できるだけ多くの人が利用可能であるようデザインすること。

### ユニバーサルデザイン教育とは

学習の優劣や発達障害の有無に関わらず、すべての児童生徒が「分かる・できる」喜びを実感できるために、配慮を要する児童生徒には「ないと困る支援」で、他の児童生徒にも「あると便利な支援」を、学級の実態、教科の特性、指導場面等に合わせて工夫し提供することを目指す教育です。

### ユニバーサルデザイン教育の「2つの視点」と「個に応じた配慮」

#### 〇参加の工夫

教室には様々な学習道具や掲示物など、子どもにとって視覚刺激になる物があります。そのため環境刺激を軽減したり学習に関するルールを決めたりすることが大切です。それにより、落ち着いて集中して学習できたり安心して活動に参加したりすることができると考えます。

#### 〇理解の工夫

教師が学級の実態をもとに指導内容を焦点化して活動の見通しを持ちやすくする、授業形態や指導方法の工夫を取り入れる、子ども達が互いの考えを共有する活動を取り入れる、などが大切です。それにより、子ども達は活動に見通しをもち、主体的に活動に参加し理解を深めることができるようになると考えます。

#### 個に応じた配慮(合理的配慮\*)

「参加の工夫」「理解の工夫」だけでは、学習活動に参加したり理解したりすることが難しい子どもたちもいます。そのため、座席の配置や学習量の調節、ICT機器の利用など、個に応じた支援を取り入れる必要があります。特別支援学級や通級指導教室に通う子どもたちだけにかかわらず、通常学級に在籍する発達障害をもつ子ども達に対しても考慮すべきことです。

合理的配慮はインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として必要な 配慮です。

※「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的字游を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、 特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。

### インクルーシブ教育システムとは

### インクルーシブ教育とは

インクルーシブ教育は 2006 年 12 月の国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」で示され、障害のある子どもと障害のない子どもが共に教育を受けることで、「共生社会」の実現に貢献しようという考え方です。

ここでいう「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような 環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会のこ とを指します。

### インクルーシブ教育システムとは

「インクルーシブ教育システム」とは、障害のある子どもとない子どもが共に 学ぶことを目的に、「障害者が一般的な教育制度から排除されないこと」「自分 が生活している地域で初等中等教育の機会が与えられること」「個々人に必要な 合理的配慮が提供されること」の3つが必要だとする考え方です。

文部科学省では、「インクルーシブ教育システム構築事業」を平成 25 年から特別支援教育の一環として推進し、主に以下 4 つの事業を行っています。

- ◆ 新たな就学先決定: 就学先決定に必要な早期からの情報提供や相談会の実施。 早期支援コーディネーターの配置。
- ↓ 障害のある児童生徒への専門的支援:小・中学校を支援する特別支援学校に 「言語聴覚士」や「作業療法士」等を配置。
- ◆ 合理的配慮:「合理的配慮協力員」の配置。
- ◆ 医療的ケア:医療職の専門家の活用推進。学校に「看護師」を配置。

文部科学省はこれらのインクルーシブ教育システム構築事業の事例を毎年ホームページに掲載しており、事業推進に向けて新たな事業計画を作成しています。

本市では、「鳥栖市におけるインクルーシブ教育システム」のさらなる構築に ついて調査研究に努めてまいります。 鳥栖市障害のあるなしにかかわらず、全ての子どもが安心して共に学び、共に成長するための保育 及び教育の環境整備を推進する条例

### 令和元年 9 月 25 日制定しました

保育及び教育において、差別の解消や合理的配慮を提供するための基本理念並びに市及び市民の役割を明らかにすること等により、障害のあるなしにかかわらず、全ての子どもが安心して、共に学び、共に成長することができる鳥栖市の実現に寄与することを目的とする条例が制定。

### 詳細はこちら

https://www.city.tosu.lg.jp/site/assembly/1628.html



### 鳥栖市の小・中学校における 「教育のユニバーサルデザイン化」等の事例集

作成 令和4年3月

鳥栖市教育委員会 学校教育課

〒841-8511 鳥栖市宿町 1118 番地 1

TEL 0942-85-3520

FAX 0942-83-0042

E-mail gakko@city.tosu.lg.jp

URL http://www.city.tosu.lg.jp